

第 22 期第 17 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

令和 5 年 6 月 8 日

第 22 期 第 17 回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 5 年 6 月 8 日 (木) 午後 1 時 30 分から

2 場 所 静岡県庁東館 16 階 OA 研修室 (静岡市葵区追手町 9 - 6)

3 議 題

(1) 諮問事項

まさば及びごまさばに関する令和 5 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について 資料 1

(2) 協議事項

「適切かつ有効に漁場を活用していると認められる場合」の審査基準について 資料 2

(3) 指示事項

ア 沿岸くろまぐろ漁業にかかるはえ縄漁業及びひき縄釣漁業の承認について 資料 3

イ かご漁業の操業について 資料 4

(4) 報告事項

ア 知事許可漁業一斉更新スケジュールについて 資料 5

イ 資源管理の状況等の報告について 資料 6

ウ 定置保護区域の設定について 資料 7

エ くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について 資料 8

(5) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

| | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 委 員 | 鈴木 精 | 橋ヶ谷善彦 | 日吉 直人 | 内山 希人 |
| | 高田 充朗 | 金指 治幸 | 原 剛 | 渡邊 俊了 |
| | 鈴木 伸洋 | 田口さつき | 李 銀姫 | 安間 英雄 |
| | 眞鍋 淳子 | 影山 佳之 | | |
| 欠席委員 | 西原 忠 | 三浦 綾子 | | |
| 水産・海洋局 | 板橋 威 | | | |
| 水産資源課 | 鈴木 基生 | 松山 創 | 永倉 靖大 | 椀 亮介 |
| 事務局 | 伊藤 円 | 池谷 得維 | 松浦 玲子 | 市川 稜 |

○伊藤事務局長

ただいまから、第 22 期第 17 回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員 15 名中 8 名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。なお、本日、西原委員、三浦委員は欠席されております。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、御説明いたします。

○市川主任

事務局の市川です。先ず、会場についての注意事項を申し上げます。こちらの会議室は飲食可能となっておりますが、電子機器を多く置いてあります。そのため、水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。

○伊藤事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。
それでは鈴木会長、よろしくお願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、私事ですけれども、5月26日に全国海区漁業調整委員会連合会の総会がありまして、2年間務めた会長の任期が終わりました。会長在任中は静岡県が全国の事務局になるということで、板橋局長、伊藤課長はじめ、職員の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。また、当日、日吉委員が静岡海区の委員を長く務めたということで表彰を受けましたことを御報告させていただきます。

それでは今回も漁業者委員の皆様から、最近の浜の様子について、簡単に報告をお願いします。はじめに、ご自分の所属とお名前を述べてから報告をお願いします。

それでは私からです。伊豆漁協稲取の鈴木です。

良い報告は一切ありません。4月、5月と主要魚種のキンメですが最低の水揚げが続いておりまして、頭を悩ませている状態です。

皆さんの中で景気の良い話があれば、それにあやかりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。伊豆諸島のサバの棒受けとたもすくいですが、前回以降だんだんと漁獲量が少なくなってきて、今朝も水揚げがあったんですが、相場が高いので、なんとか経費分が出るか出ないかくらいのレベルの量になっています。

皆さんの中にも昨日のテレビで御覧になった方もいると思うんですが、うちの所の定置が出ました。サスエ前田の前田さんが積極的に入ってくれていまして、神経締めをやったりして、定置の方も何とかしようと動いてはいます。その定置も今朝は、豆アジ主体で500kg程度。定置も含めて漁獲量はだんだんと少なくなっています。以上です。

○内山委員

浜名の内山です。シラス漁ですが、相変わらず量は少ないです。ただ1ボラの単価が平均6万円くらいするので、何とか採算はとれております。

浜名湖ですが、今回の台風2号で大雨にあいまして、浜名湖全体に流木とごみが浮かんでいる状態で、うちの漁協では皆で協力して除去して、何とか使用できるようになりました。

ただ浜名湖全体では除去できていない所もありまして、そのままという所もあるそうです。以上です。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。台風が来る前は金州までカツオ漁に行っておりました。金州に行けば何とか釣れるという感じで、それでも台風2号以降、この前の日曜日に3隻出ましたが、金州あたりまで潮が濁って全然だめ。昨日出た船は金州で200kgくらい釣ってきましたが、今日行った船は全然良くないと言っていました。刺網は5月の水温が沿岸で20℃に達していても、売る物がないくらいにかからなくて、台風以降はごみが怖くて全然出ていません。6月1日からアマダイの刺網が始まるんですけども、この雨の影響で支度をしている人はいないです。以上です。

○日吉委員

定置の日吉です。驚くことに今相模湾ではジンタアジが大量発生していて、ものすごい量です。小田原にも週2回行くんですけども、小田原でも処理ができないくらいの量です。私も漁師経験は短いですが、こんなことは初めてです。資源というものは予測ができないし、そういう大量発生があるものだと思います。

私事なんですけれども、県に協力していただいている、外洋での蓄養ですが、昨日、富士山サーモンを全て出荷できました。本来は18℃くらいで落ちるといわれてたんですが、20℃までやってみたらその温度でも生きていました。本来11月くらいから入れるのですが、2月から入れまして、非常に美味しいものができました。売り先は麻布アピピアといって、多分日本では一番高級なイタリアンだと思いますが、そこが全て買ってくれました。育てている生け簀が潮でも吹き上がらないで、8ヶ月入れています。最高級の生け簀です。輸出用に開発された網なんですけれども、それが全国の定置に広まれば夢があるかなと思っています。生け簀が2つあるのですが、1つにはマサバとゴマサバ混じりなんですけれども、多分5千尾以上が入っています。はじめは餌食いが悪くて豆アジをあげていたんですけども、やっとペレットを食べるようになりました。びっくりなのですが一週間で脂をのせることができました。一昨日焼きさばを食べたんですけども、今はマサバは脂が全然無い時期なんですけども、とんでもない脂を付けることに成功しました。委員の方で何か夢あるようなことに御興味がある方がいましたら、城ヶ崎に来ていただければ全部お見せしますので、観光しながらいらっしゃってください。

○高田委員

伊東の高田です。潜水漁については去年はサザエが良かったんですが、今年あまり採れていません。貝類は小型なので、これから先、子貝が出てこないような状況です。キンメは先ほど会長が言われたように同じような状況です。うちの方は、キハダ、カツオ、メジなどを新島の先まで行って釣っていますが、なかなか風がないということで、思うような漁ができていないのが現状です。以上です。

○金指委員

内浦の金指です。最新で昨晚出漁しまして、相ノ瀬でマルサバが7トン。ただ先ほど橋ヶ谷さんが言われたようにサバは高値で、経費には十分になりました。5月は石廊崎の海域がフリーでやれたので、風があるときはそこで操業して、そこでは割と採れまして、良い船で一晩で30トン、悪い船でも10トン。それも500アップの良いサバが多かったんで相場も良かったです。前回の海区で承認していただいた石廊崎は協定でやることになっていまして、6月は3日間できますので、その3日間は先にとっておこうということで、まだやっておりません。なので石廊崎方面の今の状況はわからないんですが、湾内の瀬は石廊崎ほど、魚は見えないような状況です。シラスや定置は良い話を聞かないんですけれども、この間、イサキが何トンか入ったというような話は聞きました。以上です。

○原委員

由比港の原です。サクラエビですが、もう一日残して、前年比50%増しの約300トンとなっております。これは5年前の春漁の数字と同じくらいです。春先は何十年ぶりというくらいの反応だったんですけれども、漁をやっているうちに、1つの群れをずっと追いかけて回しているような感じで、これは大丈夫かというような雰囲気になっていました。伸洋先生のいうように、春漁は頑張りすぎないで、連休明けで操業を打ち切るようなくらいの気持ちでやって秋漁を迎えた方が良くないかという話も仲間内では出ていました。漁師の間ではもっとやろうという話はなかったですが。加工屋さんの方は採ってくれ採ってくれという話で、15キロで4万円だったのが、今は6万5千円にまでなりました。その値段で買って加工してもあまり儲けになってない状態だと思います。以上です。

○鈴木会長

皆様、ありがとうございます。富戸の方で豆アジが多いという話がありましたが、私の所は豆アジが大人気で飛ぶように売れていて、この間も自分がいる1時間くらいの間で30kgくらいの豆アジがなくなりました。それでも後から後から買いに来るといった状況です。豆アジは唐揚げにして南蛮漬けにしたりしています。豆アジの干物も売れてい

ます。

それでは、本日の議事録署名人を、橋ヶ谷委員と眞鍋委員にお願いいたします。

今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、諮問事項 まさば及びごまさばに関する令和5管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹

事務局の池谷です。

議題1 特定水産資源（まさば及びごまさば）の知事管理漁獲可能量の設定についてご説明します。

座って説明させていただきます。資料1を御覧ください。

まず、配付資料のご説明をいたします。1～2ページが諮問内容の概要と諮問事項となります。3ページが国から県への配分通知の写し、4ページがTAC配分の考え方の資料、5ページが知事管理漁獲可能量の県公報告示案、6ページ以下が参考資料として知事からの諮問文と漁業法の根拠条文抜粋となっております。

1ページの1の概要からご説明します。

知事管理漁獲可能量の設定について説明いたします。

まず、【都道府県漁獲可能量の設定】について資料3ページを御覧ください。こちらは国からの通知で、令和5管理年度のまさばごまさばの本県への当初配分通知となります。配分を「現行水準」と定めています。「現行水準」と定めた根拠については、4ページのとおりで、こちらはこれまで何度か説明しておりますので説明を省略させていただきます。

1ページにお戻りください。【知事管理漁獲可能量（案）】について説明いたします。

ただ今ご説明したとおり、まさばごまさばについて、国が「現行水準」と定めたことを受け、知事管理漁獲可能量を令和4管理年度と同様に表のとおり「現行水準」と定めたいと存じます。

施行の際は、5 ページの内容により県公報に告示し、県 HP でも公表予定です。

なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

資料 1 の中段以下の参考【県資源管理方針の制定】については、何度か説明しておりますので説明を省略いたしますが、今回、都道府県漁獲可能量に変更がなく、知事管理漁獲可能量の設定も変更ございませんので、変更は不要となります。

それでは資料 2 ページの諮問事項になります。

特定水産資源（まさば及びごまさば）の令和 5 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき諮問いたします。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量を現行水準で定めることについて、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○日吉委員

はい、ネットニュースでみたんですけども、2022 年のサバの TAC の消化率が 17%らしいです。漁獲制限が何も効いていない。ノルウェーのサバの日本の商社の取扱量の占有率は 70%らしいです。あとはローソクサバで東南アジアとかアフリカにすごい安い値段で輸出されています。

○鈴木会長

他に御意見ございますか。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

御意見ないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

それでは、諮問事項 まさば及びごまさばに関する令和5管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、原案のとおり了承します。

続きまして、協議事項 「適切かつ有効に漁場を活用していると認められる場合」の審査基準について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

水産資源課の松浦より「漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合」の審査基準について御説明します。

資料2の審議に先立ちまして、先に今後の漁業権免許にかかるスケジュール等について御説明いたします。7ページを御覧ください。いつもの、縦軸が時間になった表がございますが、本日の海区の位置は下の塗りつぶした部分になります。今後の具体的な手続で海区委員の皆様に関わる所としましては、残すところ免許先の決定と定置漁業の保護区域の設定にかかる指示関連のみの審議となります。

また、作業内容について具体的に御説明しますので、次の8ページ、9ページを見開きで御覧ください。8ページの一番上、1を御覧ください。スケジュール確認ではいつも割愛しておりましたが、1の漁場の利用状況の報告。こちらについては、本日の報告部分で、漁業権者から知事あてにあった報告内容を皆様に別途、状況を報告する予定です。

それから9ページ中程、(済)の文字がある所は、ここまで作業が進んでいるというもので、(済)という文字が左についていない所から、【申請者】→【知事】の(知事による審査)のところについて、先月は漁業権の審査基準として、地域の水産業に最も寄与する者の審査基準をご協議していただきましたが、今回は、適切かつ有効に漁場を活用しているか否かの審査基準について協議していただきたいと存じます。

この協議事項の整理ですが、今度は3ページを御覧ください。こちらは前はA3サイズでお配りした知事による免許・不免許の判断の図となります。

前日も使用した資料なので資料全体の説明は割愛いたし

ます。下半分が免許をすべき者の決定に関する部分となります。本日の協議の対象は下半分のうち、右側の①、②とあるうちの、②の申請者が2者以上だった場合、つまり競願があったときについて。矢印の先の四角で囲った、「競願があった場合の判断」を御覧ください。

競願があった場合のア、こちらは法律そのものを濃縮して書いておりますが、漁場計画に類似漁業権と記載された漁業権であって、現在の漁業権者が申請しており、かつ、その方が「適切かつ有効に漁場を活用している」と認められる場合は、現在の漁業権者さんに免許することになります。この場合、「適切かつ有効に漁場を活用しているか否か」の審査が必要になりますので、本日、この部分を皆様に協議させていただきたいと存じます。

なお、その下のイの場合、競願となって、かつ、上のアに該当する者がいない場合には「地域の水産業に最も寄与する者」に免許することになりますが、こちらは前回の海区で審査基準についてご協議いただいております。

こちらについては前回の海区で委員の方々から様々な御意見をいただきました。前回お示しした審査基準については原案で了承いただきましたので、今回の免許切替では、その時の案を審査基準として使用しますが、今回の免許切替の後、当日いただいた御意見を元に、今後、審査基準を修正して参りたいと思いますので、その際はまた改めてご協議のほどよろしく申し上げます。

前振りが長くなってしまいましたが、本題に入ります。1ページを御覧ください。

それでは本日ご協議いただく、「漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合」の審査基準について御説明します。

1、漁業法改正による優先順位制度の見直しです。前回も触れましたが、改正前の漁業法においては、漁業の免許は優先順位によってすることとされており、定置漁業及び区画漁業の免許について、具体的な順位が定められておりましたが、漁業法の改正を経て、優先順位制度が撤廃されました。

ただ、優先順位は撤廃されたものの、基準無しに免許するわけではなく、既存の漁業権者が「適切かつ有効」に漁場を

活用している場合は、その者に優先して免許する制度となりました。

ならば、今免許されている人が絶対的に有利なのかという
と、そうではなくて、新しい漁業法には、漁業権の免許を受
けた者の責務が明文化されました。また、(旧漁業法にもあ
りましたが、)知事は漁業権を免許した後も、その漁場が「適
切かつ有効に利用されているか否か」を把握し、必要があれば
漁業権者に対し指導を行こととなっています。

下の四角内に漁業権者の責務に関する条項を抜粋してお
りまして、団体漁業権では漁場利用のための計画を自ら策定
し点検することが、また、その下については報告事項で後ほ
ど、水産資源課の柁から報告いたしますが、漁業権の種類に
かかわらず資源管理の状況等について知事に報告しなければ
ならないこと。併せて知事は、その結果と意見を付して海
区委員会に報告しなければならないとされています。

この漁業権者の責務に記載された「漁場を適切かつ有効に
活用する」よう努めることについて、その意味合いと効果を
3に記載しております。(1) 適切かつ有効に漁場を活用と
は・・・漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等
を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁
場を活用している状況をいいます。

また、下の(2)には、そういった場合の効果を記載して
います。実際にはいくつかメリットがあるのですが、今回の
免許者の決定に絞ると、同一の個別漁業権で競願があった場
合に、現在の漁業権者がその漁業権とおおむね等しいとされ
る当該漁業権の申請を行ったときは、その者に優先的に免許
されます。

2ページの4を御覧ください。今御説明した内容について
記載しておりますが、二つ目のポツです。この判断基準につ
いては、行政手続法第5条の手続に基づき、あらかじめ知事
が審査基準を定め公表する予定です。

審査基準の具体的内容については、4ページ、5ページと
なります。4ページを御覧ください。ここで1点修正です。
申し訳ありません。タイトルが間違っておりまして、1行目、
漁業法第72条第2項第1号とありますがこちら漁業法第73
条第2項第1号の誤りです。条が間違っておりまして。大変

申し訳ありませんが、この場で修正させていただきます。

では、漁業法第73条第2項第1号に定める「漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合」についての審査基準（案）についてご説明します。

第1に記載の目的は、先ほど図で御説明した、競願があった場合のアに該当する事案について記載しています。この審査の対象となるのは、競願があった場合のうち、現在、その対象となる漁場について免許を受けている、今の漁業権者さんとなります。

案の第2に、その審査基準を、以下の(1)から(6)までにお示ししており、ここに掲げる要素は、総合的に考慮し、各要素を考慮するものとして判断します。

それでは項目ごとに概要をご説明します。これらの項目自体は、昨年4月と6月の委員会で「適切かつ有効に漁場を活用しているか否か」についてお話しした際にまとめた事項を引用し整理したものとなります。当時のとりまとめ資料を6ページに添付しておりますので参考になさってください。

それでは4ページの2(1)から。タイトルは審査項目で、その下にボツでお示した項目は、例えばこういう意味です、という解説的なことを示しております。

まずは(1)生産実績（数量・金額）、組合員行使権者数です。これは大まかにいえば、漁業権に基づく操業があるかどうか。操業がない場合は合理的な理由があるか。金額そのものを問うものではありませんが、生産数量や金額が減少した場合においても、生産数量の回復や魚価向上、省力化等、経営状況の改善に資する取組を行っているかどうかを見るというものです。

次に(2)漁業権又は組合員行使権の行使状況です。漁業権にもとづいて操業する場合に、ルールを定めているか、またそれを守っているか、ということ。

それから(3)漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況については、定置漁業の操業状況ですね。操業しているか、操業していない場合はそこに理由があるのか。また、排他的に定置漁業を操業するための漁場区域を定めますが、その漁場全体を活用しているか、ということ。

(4)漁場利用の状況では、他の漁業と調整の上、操業

しているか。また、今回はありませんが、区画漁業権を個別漁業権として免許する場合は、養殖密度や給餌による環境負荷を与えていないか、ということ。

(5) 法令遵守の状況は、文字通り関係法令を遵守しているか、ということ。

(6) 自ら計画し、評価・改善する姿勢については、現在ある課題に対して、改善するための取組、例えば周知活動や地元の活動への協力といった発信に関する活動と、それから内的な、理解を深めたり考えたりするための活動を行っているかということ。

以上が、今回、個別漁業権、すなわち定置漁業権の免許先を決定する場合において、競願があったとき、県が、現在の漁業権者が適切かつ有効に漁場を活用しているかどうかを審査する際の基準として考えている内容です。

なお、この審査基準は静岡県案として提示しておりますが、先月の基準と同様で、この先何十年の基準をここで固めてしまうというものではございません。漁業法改正後、初めての免許切替で作成したものであり、今後、もっといいものがあれば修正をかけることもあると考えています。そういった観点で、知事の恣意性が入っていないか、考え方に偏りはなにか、また、こちらが気付いていない漁業調整上の課題がないかどうか、を見ていただきたいと存じます。

それでは、漁業法第73条第2項第1号に定める知事が免許をすべき者の決定のための審査基準（案）について、この内容（考え方）について協議いたします。

最終的な字句の修正や様式等の決定については、県の側で決めていきたいと思っておりますので御承知置きください。それではご協議のほど、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、今回は定置漁業権の免許申請で競願があった場合に、現在の漁業権者の漁場利用について審査を行うことがありますので、これについて皆様に御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いし

ます。

○日吉委員

今、松浦さんに説明していただいて、漁場を適切かつ有効に利用しているという文章の意味ですけど、具体例な審査基準を示してくれたので、よくわかりました。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員

質問と意見があるんですけども、まず1ページの1の丸ポツの2番目なんですけれども、経営者の継続性が考慮されず、その不安から規模拡大や新規参入にかかる新たな投資が難しい状況が生じていた、というように書かれているんですけども、静岡県ではこういう状況があったんでしょうか。

○松浦主査

静岡県ではこういったことはないと聞いております。

○日吉委員

いとう漁協が休業届を出したところ、県の方が対応してくださって、その定置網を間借りをしている状況。うちの網会社が直接漁業権を持っているわけではないんですね。

そこで思ったのは、僕もやらせてもらっていますけれども、資本があるわけじゃないから、今回の改正漁業法で優先順位がなくなり、適切かつ有効に利用していると認められる場合というのが大きく出ています。金融機関から融資を受けて入れているのですが、今までだと5年に1回漁協が手を上げると漁業権をとられてしまうので融資しづらかったようですね。でも金融機関にしてみれば、この文面が新たな法律に入っているんで、マリンバンクも、日吉さんのところにも融資ができますよ、というように言われています。漁業権とは関係ないけど、漁業を継続する上ではすごく大事なことなので発言させていただきました。

○田口委員

わかりました。そういう金融面での不安が解消されていることですね。

○日吉委員

定置は御存知のように相当な投資額が必要なので金融機

関の協力ができない漁業なんですね。今回のように法律上に明文化したことで、マリンバンクも融資をしてくれる状況になりました。

○田口委員

わかりました。

あと一点、意見なのですが、4 ページの (3) の丸ポツの 2 番目なんですけれども、漁場全体を活用している、と書かれています。これに関しては、漁業権というものは、1 つの漁業権に 1 つの漁場というように 1 対 1 になっています。そこを全部活用しているという言い方だと、例えば今回の浜名漁協さんのように、カキの筏を移動して複数漁場を利用している場合というのは、もしかしたらある年だったりある月だったり空きの漁場が生じるかもしれない。四角四面にこの言葉をとらえていると、私は危険な感じを受けますね。なので別の言い方に変えると、漁場の状況を踏まえ利用している、だとか、あるいは漁場の利用の仕方に理屈があって十分に活用している、といった、こういうような言い方の方が現実には近いのかと思います。

○板橋局長

漁場全体を活用しているというのは、もちろん漁期でない時期にこの漁場でやっていないからだめかということ、漁業の性質上それはほぼありえないということが前提としてあります。そのうえで漁場全体を活用しているか、という文言になっておりますので、運用上、漁場全体を活用してるといっようなになっていても、おっしゃるような漁場の状況を踏まえ利用している、というように読んでいくということだと思います。

○田口委員

今回の資料 6 をみていると、磯焼けだったり海水温の上昇で、皆さん本当はやりたいけどできていない状況にある。ですから経済的にうまく漁場を利用できるかというのが、海の状況もあるし、また魚類養殖は特にそうですけれども、販売先が確保できているかいないかにもよりますよね。なのでその部分は、総合的に、できれば経済的な事情まで含めて考えられたら良いなと私は思いました。

それと、ポツが色々ありますよね。悪いことだけ書いて、

悪いことから外れていれば、これを適切かつ有効にみるのか、あるいはこれを満たしていないと適切かつ有効とは言えないのか、とか、そういったポツの使い方なり、これを踏まえての審査の過程というものを透明化もしくは客観化するのがすごく大事になってくると思います。

○板橋局長

そこは4ページ第2の審査基準の柱書の3行目の下線を引いてある部分に、総合的に考慮し、とありますけれども、どれかひとつであるとか、特定の何かが欠けているか絶対だめ、ということではなくて、他に満たしていない部分があったとしても、他の部分を満たしているから適切かつ有効に活用していると認められますよという運用になっていくことかと思えます。

○田口委員

そうすると競願の場合、競願する人がそこを自分で証明しなければいけないということですね。

○板橋局長

証明責任はどちらにあるというとはなくて、職権で行政の方で判断することですので、誰かが証明責任を負うというものではないです。

○鈴木会長

漁場が適切に利用されているか否か、の否かの部分なんですけれども、今はできないんですけども、今後状況が変わったらやりますよ、となった場合のための猶予期間というものは、この中に入っているのでしょうか。今はちょっと続けるのは大変ですけども、ちょっとしたらまたやりたいというように言う人もいると思うんですよ。

○日吉委員

実は今回の更新で申請はしているけれども、休業しているところが2箇所あるんですね。ですけども将来的にはやるという意思があって、今免許申請をされていると思うんですけども、そのような漁場が2箇所あります。

○鈴木伸洋委員

私も田口委員の意見のように疑問をもちまして、それに対し局長からお答えがあったわけですけども。例えば先ほどありました、総合的に考慮し、各要素を考慮するものとする、

この表記は併記されていることになると思うんですね。ですからそういう意味では局長がおっしゃるような解釈ができるんですけども、法律用語なので読みにくい言葉なのかなとは感じました。

それから田口委員からあったような漁場全体を活用するということとか、先ほど会長からもあったように、ある条件があつて操業できていない場合に関してですけども、そこも先ほど局長のお答えにもあったように、今の状況を勘案しながらというお話ではあったと思うんですけども、やはりこの文面だけをみていると、漁場全体を活用というのは、先ほどの局長が言ったような意味も含んで判断するのなら良いんですけども、この言葉だけの字面からすると非常に強いんですよ。ですからやはり海域とか漁場状況とか、そのような言葉を加えた方が、だから今できていない、というような言い方ができると思うんです。法律用語的にしゃちこぼってやると法律用語がわからなくて、申請者が勝手に解釈してしまうかもしれない。そういうことから言うと田口委員が先ほどおっしゃっていただいたことを少し盛り込んだ方がよろしいかと思います。

一般の人からすると、漁場全体という用語が義務感が強くなるというか、漁場の適切かつ有効利用という言葉、言葉は良いのだが、私も具体的にどう説明したら良いのか、と思う。県としてはもう少しわかりやすい表現ができるのであればそうしてほしいと思いますがどうでしょうか。

○板橋局長

今の御意見を受けまして、次の休憩時間のうちに検討して、休憩時間が明けたところで回答したいと思います。また他に御意見がありましたら伺いたいと思います。

○影山委員

既に昨年この関係の話について聞いておまして、今回審査基準を作りますよ、ということで、ある意味の物差しを作りますという視点で見ている中で、ここに書いてある言葉がなかなかすんなりとは理解しづらいかなと私は感じました。

ひとつは前提となる法律に書いてある「適切かつ有効」、それについて1ページの下段の下線部分に説明があるんですけど、これは何か根拠になるような国からの通知文書なりがあるんで

しょうか。この文章を私なりに読んでみると、まず基準として「環境に適合」ということがあって、他の部分は簡単に言うところ「生産を高め続ける」と取れます。漁業生産、漁業活動の実態とすると、「総合的に判断する」という記述の中に表れていると思うんですが、簡単に基準となる線を引けない部分があります。今の資源管理についてMSYの考えだとずっと生産が伸び続ける訳ではなくて、あるレベルで満足しなければいけないんですよね。結局、生産性とか効率性とかをより良い方向へ持って行くという努力がされていけば、私は〇だと思っているんです。

環境も変われば資源も変わる、対象物が非常に漠たる部分があって、そういう中で「適切かつ有効」に活用されているという一定の物差しで判断しなくてはならないということに元々難しい部分があるのかなと思うのです。ただ、実際に競願があるという想定でしょうから、その時に何でこれはだめなのかという理由を求められる可能性が高いわけですよ。そういうことでは、全体とするといろいろな部分でまだ推敲が必要かと思えます。細かい部分をみると、こういう場合はどうなのかと浮かんでくるので、かなり整理をしていかないと客観的に外部からみて、これで判断したという基準にどこまでいけるかという心配をしております。

○李委員

皆さんの御意見と同じですが、何のための審査基準なのかを考えるべきかと思います。現状では条件を満たしていても、努力をする、という姿勢をがある人が取り除かれてしまうことを避けるべきだと思っています。

それを補うため、(6)の部分をみるとボランティア的な部分の記載があるので、例えば今、国が海業を進めているわけですから、漁業者の多角的な経営による漁業外所得の向上に努めている、というような、要するに漁業者の多角的な経営を励ますという意味でも、多角的な部分による漁業外所得の向上という文言を(6)に加えることができないのかな、と思いました。漁業所得は資源の状況などにより左右されますので、それ以外の部分でも努力が認められるという部分も必要なのでは、ということです。以上です。

○田口委員

適切かつ有効の1の部分ですが、国の考え方は 漁業生産力を高めるようにと書いてあるんですけども、これは適切かつ有効の団体漁業権の話にもかかってくると、昨日松浦さんがおっしゃっていたので、以下では、個別漁業権の競願の話とは別に、団体漁業権の適切かつ有効について話させていただきます。

団体漁業権の中で自家消費のために共同漁業権を使っている所がたぶんあると思うんですけども、売るほど水揚げがない、あるいは市場価値は現在はないけど、昔からこの地域で食べられているから団体漁業権の対象魚種にしたいという場合もあると思うんですね。それを認めないという方向だったらちょっと寂しいなと思うんですね。

○松浦主査

今の田口委員の御意見について回答させていただくと、漁業権は漁業を営む権利なので、気持ち的にはそういうものもあるとは思いますが。ただ、これは担当になって怖さがわかったのですが、自分たちがそれを食べたいばかりに漁業権として1魚種設定する。すると何が起るかというと、それを採った人が、漁業権を侵害して訴えられると罰則がついてしまう。いつも地域で食べているからといってそれを簡単に入れちゃうと、地元の人が今までのように採った場合、漁業権を侵害したと漁協さんから訴えられてしまうかもしれない。それは良いのかというのを担当として思うことがあります。だから営む権利、としていて、今回稲取ではばのりを追加しましたが、それをちゃんと売っているよね、伝票を見せてください、ということで確かめてから追加している経緯があります。

そのため今、環境の変化で売るほど採れなくて、自家消費で終わっているけど、沢山採れたらまた売りたいよ、というのは、この後の議題の資源管理の状況等の報告での聞き取りでもあるんですけども、やはり漁業権の考え方としては、営む権利ですので、営まないとだめで、軽い気持ちで漁業権対象魚種に追加してしまうと誰かに罰則がくだってしまうとても恐ろしいものです。

○板橋局長

少し補足させていただきます。松浦が説明したとおりで、

漁業ですので、業として操業する必要があります。業としてやるということは、人に売ることが前提となる、それが漁業権というものなのですが、ただ御指摘の通り、今採れなくなっていて、自家消費の分しか採れない。そこは一時的には減っているけれども、将来やっていくことに向けて努力していますよ、というところでみていくのかなと思います。

○田口委員

例えば、准組合員の方が結構ヒジキ刈りとかやりますよね、そのヒジキは売らないんだけど、准組合員なので採ってますという場合も、漁業権魚種としては認めないということですか。

○松浦主査

漁協として販売をしているので漁業権に追加している。漁業権を免許した中で、実際にはそういう方もいらっしゃると思うんですけども、漁業権行使規則の中で、漁業権を漁協が得て、組合員は誰が採りますか、ということを決めているので、そういう中で准組合員が私はちょっとしか採らないですよ、という人もいるかと思います。ただ、新しく漁業権の品目として追加する場合などに、自家消費をしたいから追加してよ、というのはできかねます。

○板橋局長

今の話は共同漁業権で正組合員と准組合員がいる場合の話なので少し分かりづらいのですが、漁業権を持っている主体は漁協といった一つのもので、例えば日吉さんが採った定置の漁獲物を、もちろん人に売っているけれども、自分たちで食べたということがあった場合、これは自家消費していますけれども、自家消費をしているからといって、漁業をやっていないというわけではないですよ。それは漁協についても同じで、准組合員が採って自家消費していたとしても、それ以外の方が販売しているのであれば、全体としてみればちゃんと業をやっているということになります。

○田口委員

そうすると自家消費の物に関しては、このまま採る人を増やしてしまったら過剰漁獲になるような場合でも、販売はしないから漁協は漁業権の対象魚種として管理はできないということですね。

○高田委員

今も、いとう漁協では共同漁業権のはばのりとかふのりとかは、准組合員は自分のところの磯で採れるようにしているんですよ。なぜかという、そういうものって今までは沢山あって、売買できていたんですね。所によっては漁協がそれを買って取ってたりするんですけど、現状どんどん少なくなっているんだけど、漁業者が採るといって営む権利だと思っただけで、准組合員にも権利をわたして採ってもらおう。そういう人達が採らないと、密漁者が入ってきたりする。今は採る人がいるおかげで密漁者が入ってきづらい。海を守る役割もある。ただ難しい問題なんですよ。昨日たまたま、昔親父さんが漁師がやっていた人の子供が密漁で捕まって、自分は権利があるから、と言っていたんだけど権利はなくて。やはり少なくなるからこそ採れる人が採る必要がある。少なくなっているし漁村だから自家消費が多いんだけど、漁業権は営む権利なので、そこは区別する必要がある。

○鈴木会長

それを採ることによって収入を得る目的となるから漁業権なんですよ。それを売るとか売らないとかになると、おかげ程度というのは何をもっておかげ程度というのか、といった問題が色々出てくると思うんですよ。

県の決まりにプラスしてそれぞれの地域の漁協なり、支所なりが昔からの形の中でやっていくしかないんじゃないかと思うんです。ただそれをがんじがらめに、漁業権だからだめだ、と言いつけるものと、言いつけれないものがあるわけなんだよね。

○高田委員

近所のおじさんがトコブシを10個くらい採っていて、悪い人がかなり採っていて、警察か保安庁が捕まえた。それを漁協が確認して放流しますよね。そうしたらその捕まった人が、じゃああの少ししか採ってない人は良いのか、というようになってちやって、やはり組合員じゃないしそれはだめだよと。そこは厳しくしないと、その程度なら良いにしちゃうと、警察にしる保安庁にしる、仕事で取り締まっているので、じゃあ取締やる必要があるのか、ということになってしまう。

○日吉委員

自分の所は城ヶ崎海岸なので、密漁が多い。漁業権漁場は単協だけで管理してなくて、その地区で管理しているんですね。密漁は1個採っただけでも許しません。警察も保安庁も道から海岸まで降りて行って苦労して汗びっしょりになって捕まえるんですね。その彼らが捕まえてきた人を見逃すことはしません。それを見逃してしまうと、密漁が多くなってしまうから。警察と海保には相当協力してもらっている。地元の人間に対しても厳しくみてます。だから僕自身も漁業権魚種採れるけど陸ですら採りません。港の中にはサザエがごろごろしていますけれども、僕は富戸の組合員に対しても海女さん以外は採るなど言っています。それしないとなあなあになってしまうから。

○鈴木会長

あと一点審査基準のこと。ポツが沢山あるけど、今日色々な意見が出たからポツが増えるかもしれない。でもポツが増えてわかりやすくなるかというのと多分わかりにくくなる。だからこの前、松浦さんとも話しをしたんだけど、この法律用語。海上衝突予防法に、船員の注意義務という言葉があります。その船員の注意義務の言葉の意味が、細かく謳っていないんです。法律を守ってれば衝突はあり得ないんですけども、法律を違反すると衝突しそうになると。それで衝突しちゃうと違反した人が100%悪いわけではないんです。もう片方は何でぶつかりそうなのによけなかったのと、それが船員の注意義務なんです。ただそういう言葉だけで海難審判とかにいったら、やられちゃうわけです。だからこのポツもある程度のものを把握しながら、その審査基準というものはそういうものが出てきたときに新たに考える格好でやっていかないと、非常にこれは数が増えるだけで仕事のことは大変になるんじゃないかと思います。

○安間委員

多少観点が違う部分があるかもしれないですが、全体的には私は良いかなと思います。細かい部分でいうとここも決めた方が良いんじゃないかなと感じる部分もありますが、ある程度政治的判断ができる、そういう範囲にしておいた方がやりやすいのではないかなと思います。

少し話が変わりますが、私昨日までスペインに行っており

ました。その際、オリーブ栽培やっている日本の女性に会って話を聞いたのですが、日本で子供を育てる場合、あれもだめこれもだめというのが優先で、良いところを伸ばしていくというそういう考え方がどうもない。

漁業権の審査基準に関しましても、ある程度伸びそうな部分は基準を緩やかにしておいて伸びてもらい、当然法律的には規制するところはしなければいけないわけですが、そういう観点の中でこれを決めていかないと、がんじがらめにすると色々と身動きがとれなくなると私は考えるものですから、ある程度幅をもたせておいて、政治的判断あるいはこの委員会で審査をするというようなことがよろしいのではないかと思いますので一言申し上げます。以上です。

○日吉委員

私も安間委員と同じで、ほぼこの審査基準で良いと思っております。何故かというとは自分は定置漁業権の受益者の立場になりますけれども、改正漁業法ができる前の優先順位というのは11番目までありましたでしょうか、確かたくさんあったんです。

他県では漁協が、5年に1回の更新の時に脅しをかけるんです。裏側で漁場使用料を払えということ結構やっているとところがあったんですね。

法改正によってこういうこともできなくなったし、民間参入というものもできるようになった。前の法律のことを皆さん御存知だと思うんですけども、漁協が第一番だったので改正はとても画期的。先ほど安間委員がおっしゃったように、あまりがんじがらめにしないで協議した方が良いんじゃないかという意見をもっています。以上です。

○鈴木会長

それでは御意見で尽くしたようです。一度中断して、ここで10分間の休憩の時間といたします。休憩後に局長からの意見をいただいて再度審議します。

—休憩—

○鈴木会長

それでは議事を再開します。

○板橋局長

先ほどいただいた御意見を踏まえまして、検討いたしました。文言の修正についてはこの後申し上げますが、その前に1ページ部分にある下線部分の出典についてですが、そこらは松浦から説明いたします。

○松浦主査

回答をいたします。漁場を適切かつ有効に活用という言葉は法律の中に出てくるんですけども、1ページ部分の下線部分は出てきません。こちらについては水産庁の海面利用のガイドラインの中に記載がございまして、そこから取ってきたものとなります。以上です。

○板橋局長

補足しますと、水産庁の技術的助言の内容にあるのですが、それでもまだ抽象的という部分がありますので、それを踏まえつつ静岡県なりのアレンジを加えたものがこのページとなります。

鈴木伸洋委員から、御指摘のありました4ページ(3)の2ポツ目、漁場全体を活用している、というところにつきましては、確かに漁場全体を活用、という言葉がよく分かりにくい、かつ全体を活用しなければいけないという言葉が誤解を招きかねないということを踏まえまして、海況や漁場状況を踏まえて漁場全体を活用しているというように修正したいと思います。

李委員からございました、海業の取組をしていることを(6)の考慮要素の中に入れられないかということについてですが、海業の位置づけ自体が、漁業でない部分で漁村の収入を増やしていこうというものでありますので、そこを漁場を適切かつ有効に利用しているかどうかの判断の中に入れることは文言上やや無理があるのかなと思っております。ただこれは海業をやることについて我々が消極的であるということではなくて、別のところで支援をしていきたいというように思っておりますのでよろしく申し上げます。

○李委員

1点だけでですが、海業の深い理念としては、これらを通して漁業を持続的にさせるためのものであります。あと海業そのものの文言というよりは、多角的な経営な部分を考慮していただきたいと思っております。

- 板橋局長
多角的な経営というところに関しては、(3)の1ポツ目、活用できている漁業を利用している、活用出来ていない場合は、その理由を把握している、という部分ですとか、あるいは(1)の2ポツ目、生産数量や金額が減少した場合においても、生産数量の回復や魚価向上、省力化等、経営状況の改善に資する取組を行っている、というところでも考慮しているのではというように思っております。以上です。
- 鈴木会長
ただいま局長から説明がありましたが、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員
異議なし。
- 鈴木会長
ありがとうございました。それでは協議事項「適切かつ有効に漁場を活用していると認められる場合」の審査基準について、原案のとおり了承します。
続きまして、指示事項のア 沿岸くろまぐろ漁業にかかるはえ縄漁業及びひき縄釣漁業の承認について、事務局から説明をお願いします。
- 松浦主査
事務局の松浦です。資料3の沿岸くろまぐろ漁業にかかるはえ縄漁業及びひき縄釣漁業の承認について御説明します。
Iの経緯等、から御説明します。今回の指示は1に記載のありますように静岡県資源管理方針と連動しています。現在、くろまぐろの小型魚と大型魚について静岡県方針を制定しておりますが、2段落目にありますように、資源管理の有効性を高めるため、くろまぐろ(大型魚)の内容を昨年変更し、今まで漁船漁業等、のみの1つだった管理区分を、はえ縄、ひき縄釣、その他の3つの区分に分けて管理を開始しました。
この管理と同時に静岡海区による指示を開始しております。
2の1ポツ目、自由漁業であるはえ縄漁業やひき縄釣漁業は、国の広域漁業調整委員会による承認制度で、誰が、どの船で、どれだけくろまぐろを採捕したか把握出来る体制を整

えて TAC 管理を行っています。

この承認では、自由漁業のうちどの漁法でくろまぐろを採捕したかが区別されておりませんが、本県では、（漁業者自主ルールにより）自由漁業のはえ縄漁業とひき縄釣漁業が別々に行われており、県方針に基づく TAC 管理の中で、管理区分の境を明確にしておく必要があります。

そこで、本委員会の指示にてくろまぐろ（大型魚）を採捕する操業者をそれぞれ承認し、区別したいと存じます。

2 ページを御覧ください。指示の考え方を記載しています。まず（1）ですが自由漁業による沿岸のくろまぐろ採捕については、太平洋広域漁業調整委員会による承認制度が成り立っており、その承認を受けた者は、本来、大型魚、小型魚を問わずくろまぐろを採捕出来ます。この前提を崩すことは出来ないので、通常の指示における「〇〇を採捕してはならない、ただし以下の場合はこの限りではない」、といった表現は用いません。

次に（2）です。この指示の目的は” はえ縄漁業者” と” ひき縄釣漁業者” を区別する点にあります。このため、申請者は、はえ縄漁業又はひき縄漁業のいずれか一つを選んで、委員会に申請するものとします。

最後に、（3）承認期間中の変更手続きです。住所変更、代船等による変更及び承認者の廃業や死亡などで広調委承認に基づく承継が行われた場合においては、海区委の承認の対象者の変更を認めることとします。

指示の内容について、3 ページ以降に添付しております。基本的に、年月日等の時点変更となっており、指示の有効期間は3 ページの1 番下にありますように令和5年9月1日から令和6年8月31日までの1年間としたいと存じます。

また、同じく3 ページの5 承認を受けた者の遵守すべき事項のうち（3）として二重取消し線をかけてありますが、承認証の携帯については、先に御説明した太平洋広調委の承認と同様、今回から削除したいと考えております。

それでは2 ページにお戻りください。II の指示事項です。ただ今御説明した3 ページ以降の指示案について、この内容でよろしいか御審議願います。了承された場合は、案のとおり県広報にて告示したいと存じますが、軽微な変更がありま

した場合には、事務局に修正を一任していただきますようお願いいたします。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、くろまぐろ大型魚の知事管理区分の中身について、漁船漁業等を、はえ縄とひき縄釣とその他に分けるための指示として御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

ないようですので、では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは 指示事項のア 沿岸くろまぐろ漁業にかかるはえ縄漁業及びひき縄釣漁業の承認について、原案のとおり了承します。

続きまして、指示事項のイ かが漁業の操業について、事務局から説明をお願いします。

○永倉主任

それでは、かが漁業の操業に係る委員会指示について御説明いたします。資料2を御覧下さい。

経緯についてですが、昭和52年に戸田漁協の所属船が、自由漁業の範疇でかが漁業の操業を始めましたが、同漁協所属の小型機船底びき網漁業者との間で、漁場や漁獲物の競合が顕著となり、昭和53年に「かが漁業の部分的な禁止」、昭和54年に「本県海面における全面操業禁止」の委員会指示を公示することになりました。その後も他の漁業との間でトラブルが頻発したため、委員会による調停が行われ、昭和55年から現行の承認漁業となりました。

操業海域は1ページ下にお示ししているA、B、Cの3つの

海域に分けて行われています。A 海域は駿河湾の中央部、B 海域は伊豆西岸沖、C 海域は伊豆東岸沖になります。

一部海域では操業違反が繰り返し行われたため、平成 22 年に「承認をしない場合」及び「承認の取消し」の項目を委員会指示に追加し、平成 23 年には違反者に対する処分基準の見直しを行いました。

平成 25 年には漁業者からの要望により C 海域の操業海域を沿岸側に変更しました。また、平成 28 年には、試験研究機関による調査に対して届出を義務付けました。なお、昨年漁期については違反及びトラブル等の報告はありません。

次のページを御覧ください。かにかご漁業の操業図と漁具図をお示ししています。右側の図のようなカゴに餌をいれたものを最大 20 かご、はえ縄のようにして海底に設置します。カゴの中に餌を目当てに入ってくるカニをとる漁法です。

かご漁業の主な漁獲対象種は、その下に示したタカアシガニ、エゾイバラガニ、イバラガニモドキになります。タカアシガニは世界最大の甲殻類として知られており、主に B、C 海域で採捕されます。その隣のエゾイバラガニやイバラガニモドキは主に A 海域で漁獲されるカニです。

指示内容について御協議いただくにあたり、まず、前年漁期までの実績について報告します。

3 ページを御覧ください。かご漁業の漁獲量の推移をお示ししています。表の左から A 海域、B 海域、C 海域となっており、海域ごとに延日数、漁獲量、尾数等をお示ししています。

表の一番下にあります備考欄を御覧ください。指示内容を記載しております。操業期間については、A 海域が 9 月 1 日から翌年の 5 月 15 日まで、B 海域と C 海域については、12 月 1 日から翌年の 2 月末までとなっています。

次に、トン数と操業隻数についてですが、A 海域、B 海域では 5 トン未満の船で 5 隻以内、C 海域につきましては、15 トン未満の船で 6 隻以内となっています。C 海域で他の海域より大きな船を認めているのは、当海域の海洋条件が厳しいため、安全性を配慮したものとなっています。また、漁獲量に関しては 2,500 尾以内と制限を設けています。

次に、4 ページを御覧ください。それぞれの海域の資源状

況について御説明いたします。先ほどの表をもとにした図を二つ載せております。図1がかご漁業による漁獲量の経年変化を海域別に、図2が1日あたりの漁獲量を海域別にお示したものです。

各図についてですが、白丸の点線がA海域、黒丸の実線がB海域、バツ印の実線がC海域となります。まず、B海域及びC海域で主に漁獲されるタカアシガニについてですが、いずれの海域も漁獲量、1日あたり漁獲量が漁期ごとの増減はあるものの、概ね横ばいで推移していることから、資源は比較的安定していると考えております。一方、A海域は平成21年以降、低水準で推移しています。A海域でかご漁業を行っている長兼丸さんへの聞き取りによりますと、平成21年に駿河湾を震源とする大きな地震があり、この地震の後、採れなくなったと聞いております。

平成21年以降のA海域での漁獲物の状況と取組をもう少し詳しく説明します。5ページを御覧ください。

図3は、A海域におけるエゾイバラガニの雌雄別1日あたり漁獲量の推移を示しております。エゾイバラガニの雌雄の生息場所は異なっており、平成21年以前はメスに比べてサイズが大きく、身の詰まりが良いオスを主に漁獲していましたが、駿河湾沖の地震後にオスが居なくなり、それ以降メスが漁獲の主体となりました。ただ、令和2年漁期からオスが増加し、令和4年漁期ではメスよりもオスの方が多く漁獲されました。

次にカニの大きさはどうなのかということですが、漁業者には令和元年からエゾイバラガニの甲幅、甲の幅を測定してもらっており、図4に雌雄別の甲幅組成を示しました。左側がオスの組成を示していますが、令和4年漁期では、サイズの大きな個体も多く採れておりました。また、右側のメスの組成についても、漁獲尾数こそ減りましたが、サイズの大きな個体も採れておりました。

6ページを御覧ください。図5に令和4年漁期に漁獲されたエゾイバラガニの甲幅の推移を示しておりますが、概ね一定サイズが水揚されており、それより小型の個体が漁獲された場合は放流しているとのことでした。このため、漁期中にサイズが小型化するようなことは認められておりません。

また、B海区、C海区で漁獲されるタカアシガニについても、令和4年漁期から個体別の重量測定を始めました。その結果が図6です。まだ1年のみの測定結果で、ここから何がわかるというわけではありませんが、今後も測定を継続することで、資源状況を評価する貴重なデータになると考えています。

それでは、6ページの指示事項を御覧ください。これまでの説明を元に各海域での事務局側の考え方についてお示ししました。A海域では、引き続き、小型個体の放流等の資源保護の取組を行い、資源状況を注視しながら、承認漁業を継続したいと考えています。また本指示による操業が同海域の資源状況の継続調査になるという意味合いもあります。B海域及びC海域につきましては、資源状況が横ばいで比較的安定していることから、資源状況を注視しながら同じく承認漁業を継続したいと考えております。

この指示の考え方について、よろしければ指示内容について御協議いただきたいと思っております。

指示事項の公報掲載案を7ページ以降に掲載しております。昨年からの変更点は、下線部分の指示の有効期間等の期日の変更のみになります。指示の内容について了承された場合には、案のとおり公報にて公示します。なお、指示（案）について軽微な修正があった場合には事務局に一任いただきたいと思っております。以上になります。御審議の程よろしくお願ひします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には現行の指示と同じ内容で指示を継続することについて、御審議をいただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

ないようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員

お話の経緯等を聞いて、最初は紛争抑制のために、このよ

うな取組が始まったと思うんですが、今は資源管理を重視しているという理解で良いでしょうか。

○永倉主任 資源状況を注視しながら、漁業としても継続しているというのが現状になります。

○田口委員 そのうえでお聞きしたいのですが、5ページの図の4ですけども、令和元年の前の年だと思うんですけども、雌に卓越年級群が発生していたようにもみえるし、令和4年には雄にそのような傾向がみられます。このように卓越年級群が雄と雌で発生する年が違うというのはあり得るのでしょうか。

○永倉主任 そのような学術的な知見については調べてみないと分からないんですけども、少なくとも、現在駿河湾において卓越年級群が発生したかというのは分からないというのが正直なところでございます。

卓越年級群が発生して、資源増加に転化するのか、もしくはこの年だけ発生したものなのか、ということについては、資源状況を注視するためにもなるべく従前どおりの操業をして、データを蓄積していきたいと考えております。

○鈴木会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 ありがとうございました。それでは 指示事項のイ かご漁業の操業について、原案のとおり了承します。

○板橋局長 先ほどの資料3の関係で追加があります。

審査基準とは別の話として免許、不免許の審査を実際にする際の話ですけども、競願があった場合に、免許、不免許の審査過程につきましても、透明性の観点からこの海区委員会の場で皆さんに御説明させていただくこととなりますの

で、審査基準について先ほど御意見ありましたけれども、この免許、不免許の審査の部分についてもまた御意見いただければ幸いです、よろしく申し上げます。

○鈴木会長

はい、ありがとうございました。

余談ですが、タカアシガニは普段深海にいるんですけども、漁期の最後頃になると浅い所に来るんだそうです。潜っていても見かけるとい話を聞いたことがあります。えび網をかけるところにもタカアシガニがいる場合もあるそうです。

○影山委員

私も伊豆の分場にいたときに、毎年テングサ調査をしております、そのような時に結構な確率で出くわすと先輩から聞いたことがあります。

○鈴木伸洋委員

言い忘れたんですが、今の件で事務局にお願いしたいんですが、調査を兼ねているということでした承らせていただいたんですけども、是非とも子を持っているのか持っていないのかを確認していただきたいです。今後は産卵期を踏まえた漁期の検討が必要になってくると思うので、そちらも調査の対象に入れていただくようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○永倉主任

A 海域につきましては、雌の抱卵の個体数も調べております。そういったところも注視しながら操業していきたいと思っております。

○鈴木伸洋委員

よろしく申し上げます。

○鈴木会長

続きまして、報告事項のA 知事許可漁業一斉更新スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○永倉主任

水産資源課の永倉です。知事許可漁業の一斉更新のスケジュールについて報告します。資料5を御覧ください。

最初に本県の知事許可漁業についてですが、知事許可漁業には、農林水産省令で定めるものと、静岡県漁業調整規則で

定めるものがあります。

農林水産省令で定める漁業は、漁業法第 57 条第 1 項に基づき、農林水産大臣が都道府県別に船舶についての隻数や総トン数の最高限度を定めている漁業で、本県では中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業の 2 漁業が該当し、令和 5 年 3 月 31 日現在で 43 件の許可及び認可がされています。

静岡県漁業調整規則で定める漁業は、漁業法第 57 条第 1 項及び水産資源保護法 4 条 1 項並びに静岡県漁業調整規則 4 条に規定された、漁業を営むには許可を受けなければならない漁業で、小型まき網漁業、船びき網漁業、刺網漁業等の 19 漁業種類があり、同様に 1,773 件の許可及び認可がされています。

これらの知事許可漁業は、現在、有効期間を 3 年としています。現在の許可は、令和 3 年 9 月 1 日付けで発給され、令和 6 年 8 月 31 日をもって許可の有効期間が満了いたします。そこで、令和 6 年 9 月 1 日付けで新たに許可を発給する必要がございます。このことを一斉更新と呼んでいます。

新たな許可は、知事許可漁業の取扱い方針等を定め、これらに基づいて発給することとなります。

なお、知事許可漁業の取扱い方針等には、全ての漁業に関わる「基本方針」、個別の漁業に関する「漁業別の許可等の取扱い方針」、「漁業別制限措置及び許可の条件」、そして「知事許可漁業定数」の 4 項目となります。これら知事許可漁業の取扱い方針等は、海区漁業調整委員会において御協議いただき、今後定めていくこととなります。

なお、知事許可漁業の取扱い方針等を定めるにあたり、現在、沿海漁協等に知事許可漁業に関する要望調査を行っています。その内容については本委員会で 8 月に報告のうえ、10 月に回答方針について御協議いただき、資源保護や漁業調整の観点から支障がなければ当該方針等に反映していきます。

この他、知事許可漁業一斉更新に係る作業等について、資料 2 ページに作業日程表を載せてあります。本委員会においても、適宜、協議や諮問を行いますのでご承知おきください。

資料 3 ページ以降は、今回の報告あった根拠法令を抜粋して載せてあります。

以上、知事許可漁業一斉更新についての報告を終わります。

それでは、3の今回の報告に移ります。報告の対象期間は令和4年1月から12月末までの1年間です。

では、まず資料3ページを御覧ください。

こちらには、共同漁業権の報告内容をお示ししています。実際は、漁業の種類別に細かく報告をいただいておりますが、評価のしやすさの観点から漁業権ごとでまとめた表を示しております。

それでは表全体の説明に参ります。共同漁業権は共第1号から20号までございます。資料2ページから7ページまでが該当します。共第1号の大熱海漁協さんを例に御説明します。まず、左から2つめの列に免許番号があり、その右側から順に漁業権者名、漁業の種類、こちらには枠別に第1種、2種、3種をお示ししています。その右に示してあるのは対象期間になります。

次に3の漁場の活用の状況です。これが操業の実態となります。①に当該漁業権全体の操業日数を、②に同じく漁業権全体の漁獲量を記載しています。また、その右側には行使権者のべ合計人数を記載しています。こちらは、その漁業権のうちの漁業ごとで集計をとっているため、漁業の種類や組合員数により大きく数にばらつきがあります。数字に違いはありますが、こちらは操業有無を確認するためのものであることをご承知おきください。

そしてその右の5には資源管理に関する取り組みの実施状況をお示ししています。

なお、このように全体をまとめると、その漁業権漁場の実際の利用のされ方がわかりにくいので、1番右側の6のその他のところに、主な漁獲物の名称とその漁獲量を記載しています。また、漁業権漁業になっていても操業できなかったり漁獲数量がまとまらず報告されなかったものについて、その背景や理由を記載しております。

なお、何らかの理由があって漁獲がなかったものや、別の漁業にかかりきりで操業できなかったものなどがございます。ただ、漁業権漁業が一つでもなされてなければいけないのかというわけではなく、漁場全体の利用やそのとき採るべき、漁獲するべきものに適した漁業があればそちらを優先しますので、報告に基づき漁場利用が適正だったか否かは漁場

の全体を見て判断しておりますことをご承知おきください。

以上、3 ページから 7 ページまでが共第 1 号から 20 号までの共同漁業権の報告でした。なお、今回の報告では共第 13 号の一部の漁協からの報告がありませんが、現在集計中のため、それ抜きの報告となります。

以上の報告について、こちらの内容を精査した結果、漁業権者が漁業権漁場を適正に使用していると判断できた場合には、表の一番左側にその結果として○と記載しています。

次の 8 ページ、9 ページが区画漁業権の報告になります。こちらは、それぞれの漁場について、漁業権者からの報告を、共同漁業権と同じように記載しております。操業がなかった漁場については、それぞれの理由をその他の欄に記載しています。これら特区第 1 号から 73 号までの区画漁業権についても、内容を精査した結果、漁業権漁場の使用について適正と判断し、一番左の欄に適正という意味で○を記載しています。

最後に、定置漁業権について 10 ページにお示ししています。こちらは漁業権者の方が漁協さん以外に漁業者さんの場合がございます。こちらも内容を精査した結果、漁業権漁場を適正に使用していると判断いたしましたので、表の一番左側にその結果として○と記載しています。

なお、今回の報告では、すべての漁業権者について判断できないため、知事の意見については、次回の海区にて報告する予定です。

以上で、資源管理の状況等についての報告を終わります。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

ないようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員

特別区画漁業権の 24 号、25 号が廃業予定になっていて、多分これ潮流の関係だったと思うんですけども、判断が○の適正となっているのはどういうことなんでしょうか。

- 樅技師 そこは今回の漁業権の切替えで廃止になるところで
すので、○と記載しておりますが、次回の免許切り替
えのタイミングでは削除となります。
- 松浦主査 補足しますと、先ほど適切かつ有効についての審議
においでも出たんですけれども、漁場が使えない場
合に何らかの理由があるか、という部分でみると、
養殖に適さなくなった、という理由があつて生産
をしていないので、遊んでほつたらかしにしてい
るわけではなくて、検討したんだけど使えないとい
うことで、今度の免許ではやりません、ということ
になっております。
- 田口委員 廃業する予定だけど、もしかしたらここが使えるよ
うになったら新規漁場として復活させるということ
ですか。
- 松浦主査 それは使えればでしょうけれども、色々検討され
たようすけれどもなかなか難しかったようすです。
ただ仮定としてですが良い場所だということにな
れば、そのような可能性はございます。
- 田口委員 これを見て思ったのは、操業日数が多いから良
いのかとか、漁獲量が多いから良いのかとか、組
合員の行使権者の数がこうだから良いとか、ち
よつとこれでは見えなくて、個人的に見ている
ところは資源管理の状況であつたり、その他の
部分であるのかなんですね。来年度に、令和5
年の資源管理の状況等の報告を見たときに、去
年と比べたらこうだなというのは見えてくるか
と思うんですけれども、これを見た限りではち
ゃんと判断できているのかなというのは、なか
な意見としては持ちづらいのかな、というのが
正直なところでした。
- 鈴木伸洋委員 私もこんぶ養殖については、水温に問題がある
んじゃないかという他の委員からの御指摘があ
る中ですが、是非とも積極的に認めていただい
て、本当に出来るのかどうかということも含
めて認めてくださいということをこの前言った
記憶があります。今回適正という判断で私はよ
ろしいと思ひます

が、だからもうやらないよ、というのか、まだトライをするのか、というところも、できたら判断に入れて欲しかったなと思うんですね。今回、水温が高いから操業しません、けどそれは海況の問題だろうから、漁業権としては与えたのは適正だということなんでしょうけど、付帯状況的に、積極的にこういう漁業をやりたい、養殖をやりたいという意味を示す中で、なかなか難しいだろうけれど試しのことも含めて漁業権を与えているからということと述べたと思うんですが、また新たにトライをするのか、漁業権は次の切り替えまでは得るけれども、もう操業はしないとしてしまうのかどうかということも含めて判断をして欲しかったなと思います。

○李委員

この資源管理の状況等の報告義務もそうなんですけれども、あと沿岸漁場管理団体制度というものがあって、そこにも知事への報告義務が改正漁業法によって生じているんですが、漁業者側にお聞きしたいのが、これによって資料作りなどといった負担が増えるものなのでしょうか。

○高田委員

一本釣りとかは帰ってきて、沖に行かないときにまとめて記録をつければ良いかも知れないけど、やはり面倒だなというのが正直なところですよ。

○鈴木会長

やはり私も高田委員と同じですね。今やっている仕事以外を、本当のちょこっとだろうと思うんだけど、それに時間を割いてやるというのは、漁業者にとっては負担になるかと思います。

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。

続きまして、報告事項のうち定置保護区域の設定について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

それでは、お手元の資料7を御覧ください。

1、定置漁業の保護区域、から御説明します。保護区域とは、漁業調整上、許可漁業から定置漁業を保護するための区域です。

現在の保護区域は、漁業法改正前の旧静岡県漁業調整規則第46条に基づくものです。定置漁業の漁場、特に魚が入ってくる「は口」側における許可漁業の操業を制限することで、定置漁業の経営の安定化を図っています。なお、この保護区域は、漁業権者の同意があれば、許可漁業であっても操業は可能です。

下の2、現在設定されている保護区域の部分にお示ししている図を御覧ください。こちらに現在免許している定置漁業権の大まかな位置と免許番号をお示ししておりますが、すべての場所で定置漁業者からの要望に基づく保護区域の設定がなされています。こちらは、地元漁協の同意を得た上で、要望が出てきており、また、いずれも従前から同じ区域となっています。

図の下にあります3、調整規則改正による根拠の変更、を御覧ください。

令和2年12月の漁業法改正に伴い、県の漁業調整規則を改正した際、次ページに記載の理由により保護区域に関する条項は削除となりました。2ページ目を御覧ください。

削除の理由です。規則改正当時のこの委員会でも委員さんには御説明しておりますように、調整規則に記載するには対象となる範囲が具体的に示されておらず、規制の内容が明確でない、というもので、定置保護区域については今回の免許切替えに合わせて委員会指示による設定に移行することで整理されました。

資料、お隣の3ページを御覧ください。こちらに旧の漁業調整規則第46条をお示ししております。下線部が許可漁業の操業を制限している部分です。こういった条項で海区委員会の諮問答申を経て、保護区域を公示しておりました。

なお、この条項は削除されましたが、現在の定置漁業権に付随する保護区域については、その下の現行の規則の附則に（経過措置）としてありますように、漁業権の存続期間満了日までの間は、その効力は有効となっております。

実際の保護区域がどういったものかという図を参考として次の4ページに添付しております。4ページを御覧ください。定第7号、8号の定置がある海域をお示ししております。このうち、漁場区域、これは定第何号、と書いてあるところ

に実線で囲まれた範囲です。このそばに、点線で示しているエリアがありまして、こちらが保護区域でございます。こういった範囲を隣の5ページにお示ししたような形で告示しておりました。

それでは2ページにお戻りください。4の指示の概要及びスケジュールの部分です。今回から保護区域を指示で設定することとなりますが、免許を出す側の静岡県としては、免許をする以上は、定置漁業の経営を安定させたいという考えから、従前と同様の内容で指示を発出したいと存じます。

指示期間についてですが、免許期間と同様の5年間を想定しております。

このことについて、ここで整理しておきたいのは海区の通常の指示期間との関係です。この部分は概念の説明になるため資料に文字で記載しておりません。現在の、静岡海区の指示期間は全て、1年ないし2年間となっております。これは、海区指示の位置づけによるもので、指示は法律や規則等の調整の隙間をカバーする役割、つまり法令に移行するまでの漁業調整ですとか、既にある法令や規則だけではカバー出来ない調整事項が出てきた場合に指示で対応するといった具合に、随時的、機動的なものが対象となります。

このため、本日の指示事項にありますくろまぐろや、かにかごの指示のように、例え毎回、同じ内容で指示を発出していたとしても、1年や2年ごとに、その都度、内容や効果、指示としての意味合い等を確認し、指示を出してよろしいかということをお場で審議しております。

ただ、今回は、今まで漁業調整規則に基づいて対応していたものについて、法改正の整理で指示にて対応することになった点、それから、県が免許期間を5年間として設定している定置漁業権に付随するものであるという観点から、通常の実海区指示とは別の意味合いで、指示期間を5年としたいと考えております。

今後のスケジュールですが、現在、漁業権免許の申請期間中です。これが今月末に〆切となり、その後、来月21日の海区で免許・不免許の諮問をいたします。定置漁業権の免許先が決まりましたら、その方々に定置保護区域の要望書の提出と地元漁協の同意書を提出していただいた上で、8月の海

区、これはお盆明けを予定しております。この海区で本指示の協議した上で、漁業権免許先の告示とともに定置保護区域の指示を発出したいと存じます。

今回は報告までとなりますので、皆様に実際に御審議いただくのは8月の海区となります。定置漁業権の免許を出す側としての、県の定置保護区域に関する事前説明は以上でございます。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○日吉委員

保護区域は、皆さん御存知かもしれませんが、松浦さんの説明だと、許可漁業に対する保護区域ということで、例えばプレジャーボートがは口でサビキ釣りをやるのはOKなんですね、当然自由漁業だから。余談ですが、隣の神奈川県ですと遊漁船だとかプレジャーボートだとかとトラブルが起きるので、海区指示で相当厳しい設定をしているんですね。やはりプレジャーボートが定置のは口に来て、サビキをぱっと蒔かれると、魚道が止まるんですね。そこで止まって戻ってしまう。僕らも同じ相模湾で操業しているんで、将来的には神奈川県と同じような指示をお願いしたいと思っております。

○高田委員

今の話で神奈川では定置が両口網と片口網の2種類があって、両口網は両端350mまでが保護区域、片口網の方は700mの範囲までが保護区域。この2つの種類があったと思います。

○日吉委員

神奈川では釣り人にパンフレットまで配っています。釣具屋に置いてあって、定置網周辺で遊漁について、このような罰則がありますよと書いてある。僕らは同じ海域なんで、行政は違っていてもそういうことが起こることが想定されるので、またここでそういう検討をしていただきたいというのが定置漁業者としての希望です。

- 鈴木会長 できたら参考までに神奈川県の指示の内容を入手してください。
- では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。
- 眞鍋委員 定置網の周りで他の漁業をすることに制限をかけているということですか。
- 日吉委員 許可漁業に対してです。なので先ほど言ったように釣りの人は自由漁業なので定置のどこで釣っても良いんですね。
- 鈴木伸洋委員 次回、決めなければいけないこと、簡単で結構ですので、保護区域は従前の通りなんですけれども、保護区域を設定した意味合いですね、定置網からの要望があった区域なんでしょうし、設定した根拠みたいなものがもしわかったら教えていただければ、日吉委員が言われたようなことの議論の種になると思うんですよ。こういう理由だから釣りを禁止にさせたい、というような議論になってくるので、できれば設定区域の地図の線引きがどういう意味合いで設定されたものなのか教えていただくと、次回の審議もしやすいかと思えます。
- 松浦主査 確認ですけれども、保護区域の設定そのものの考え方ではなくてでしょうか。
- 鈴木伸洋委員 保護区域設定の考え方も含めて、この区域をどういう意味合いで線引きしたのかということがもしわかれば、簡略で構いませんのでお願いしたいと思えます。
- 日吉委員 定置網はどこで網を張っても魚が入るものではなくて、定置網の近くには大きな谷があります。なので定置がある所は魚が濃いんですね。だから遊漁のトラブルが起こる可能性がある。
- 鈴木伸洋委員 釣り船が集まりやすいですよ。そういう意味合いも含めて議論が出来ればと思っております。

- 田口委員
保護区ということで、定置網の経営の保護なんですけれども、例えばそこに釣り人とか定置以外の人が入らなければ海洋保護区という意味合いも出てくるかと思うんですが、そういうことは期待はできないんですか。
- 日吉委員
釣りはいいんですよ。もっと具体的に言うと、伊豆山の定置が神奈川との県境にあるんですけれども、神奈川が厳しいので、結構伊豆山の方に来ます。ほとんどないけど遊漁船の人で法律に詳しい人が違反じゃないでしょ、と言ってくるんですよ。ほとんどの人は常識あるのでトラブルはないけど、たまにそういうのがあります。
- 鈴木会長
それでは御意見出尽くしたようですので、以上とします。
続きまして、報告事項のエ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。
- 松浦主査
水産資源課の松浦です。資料8について御説明します。前回の海区委にて皆様に報告しました令和4管理年度からの繰越し再配分について、数値修正の報告となります。
1 ページめ中程、報告の経緯のうち、2 ポツ目を御覧ください。前回報告した令和4管理年度の繰越し数量について再配分の手続きを進めておりましたが、5月8日に水産庁から配分計算を誤った旨の連絡があり、その後、法定手続を経て、以下に示した修正後の数量が静岡県に配分されました。
数値について、ローマ数字Ⅱの報告事項を御覧ください。変更後の数量はページ下の表にお示したとおりで、小型魚については4月の報告時点からマイナス1.2トン、大型魚についてはマイナス1.4トンとなりました。
修正があった「か所」を2ページ目に記載してごさいます。小型魚、大型魚ともに、自県繰越し分ではなく追加配分として分けられた部分が対象で、配分の元となる国全体の原資の計算間違いが原因でした。このため、ほとんどの都道府県がこの修正の対象となりました。
修正後の数量については、前回報告したときと同じ方法で

再配分しております。その内訳を3ページに、次の4ページには先日皆様にお送りした修正後の告示文を添付してございます。告示案につきましては4月の海区でもお示ししておりましたが、告示直前に本案件による修正が判明しましたので、当時の案は告示せず、今回のものが第一回目の県枠の修正となります。

以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

ないようですので、では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員

これは国の大きな配分の調整ではなかったんですけども、これが大きな配分であとで間違えてましたとなったら大事になったかと思うので、水産庁にはこういうことがないように伝えた方が良くと思います。あと見つけたら直ちに伝えるようお願いした方が良くと思います。

○松浦主査

背景としては最近皆様に報告していますように、融通がものすごくあって、県同士の融通をやっているときの計算を間違えたといったヒューマンエラーがあって、見つけた瞬間にとりあえず数字は分からないけれどもミスをしました、ごめんなさいという連絡がきて、今手続きをやっていると思うけれども止めてくださいという報告がきたものですから、水産庁は最大限やってくれたんですけども、やはり田口委員がおっしゃるように魚種がマグロで、うちは1.2トンなんですけれども、幅の大きい数字を減らされた県もあって、相当意見を出したところもあるようなので、恐らく今後相当注意を払って処理されるものと思われま。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。

続きまして、その他の事項についてです。事務局から説明

をお願いします。

○池谷主幹

私から1点ご報告がございます。資料はございませんがこちらのプロジェクターを御覧ください。

5月26日に全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会が東京都港区のアジュール竹芝で行われました。

総会の中で、海区漁業調整委員又は事務局職員として10年以上就任又は従事し、委員会の運営に功績顕著な方108名が全漁調連会長表彰を受賞されました。

当日は13名の方が会場に出席され、静岡海区からは、鈴木会長、日吉委員のお二人が表彰を受けられましたので皆様に御報告いたします。

ここで、当日お二人にお渡しできなかった記念品を、お二人にお渡ししたいと存じます。

記念品は、うるしの富士山ロックグラスで横山大観の屏風絵「群青富士」をモチーフにしたグラスです。

駿河漆器で有名な静岡市内にある鳥羽漆芸さんの「金剛石目塗」と呼ばれる県無形文化財指定の技法による作品です。

なお、今回の通常総会で決議された全漁調連の要望事項は、7月に関係省庁へ要望していきますので、要望結果をあらためて皆様に御報告いたします。

報告は以上です。

それでは、板橋局長から記念品をお渡し願います。

皆様拍手をお送りください。

－記念品の授与－

○伊藤事務局長

続きまして、前回海区における諮問事項「放流効果実証事業を行う指定法人の業務実施計画について」の協議の際にいただいた御質問について、担当から説明いたします。

○鈴木課長代理

水産資源課の鈴木基生です。よろしくお願いたします。

前回、第8次静岡県栽培基本計画の議事の中で、第7次栽培基本計画のヒラメの放流目標数量が40万尾であったものが、第8次では35万尾と少し減っていることについて御質問がありましたので、そのことについて御説明させていただきます。

きます。

まず、ヒラメの資源水準をどのように考えているのかと言いますと、国では三重県から千葉県までを、太平洋中部系群といい、一つの資源としてとらえております。その中の資源水準をみますと、増加傾向にあつて、資源水準としては高位であるという評価になっております。そのため放流量としてはこれまでの実績程度あれば資源量を維持できるだろうという判断をいたしまして、平成24年から令和3年までの実際に放流されたヒラメの尾数というのは平均で23万8,900尾ですので、7次の時の目標数量の40万尾より少なく、さらに8次の時の目標数量の35万尾よりも少ない値になっております。なので実績ベースからみれば、目標放流量というものは増えているかたちになりますけれども、資源水準として今はそれほど厳しい状況にはないという判断になっているということでございます。

温水センターの方で生産をさせていただいておりますけれども、なかなか35万とか40万といった数を生産するのは難しい状況がありますので、実績ベースで考えればこれくらいの値が妥当であると判断しております。以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。

最後に事務局から次回の開催についてお願いします。

○市川主任

はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は7月21日（金）午後2時から、静岡県庁での開催を予定しております。

主な議題としましては諮問事項 漁業権の免許について、棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について 等を予定しております。よろしく申し上げます。

○鈴木会長

次回については、7月21日（金）ということですので、よろしく申し上げます。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。

それでは事務局に進行をお返しします。

○伊藤事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

以上で、第22期17回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。

ありがとうございました。

(終了 16:00)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和5年6月8日

議長

鈴木 精



議事録署名人

橋本谷 善彦



議事録署名人

真鍋 淳子



